

## 第6 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会の補助金に関する財務事務の執行

### 1 総説

#### (1) 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会（札幌幼）の概要

一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会（札幌幼）は、私立幼稚園等に関する事業を行い、本市における幼児教育の振興に寄与することを目的として、昭和29年に設立された。構成員（社員）は、本市内の私立幼稚園等の園長その他の管理職員又は幼稚園等を設置する学校法人等の代表者であり、平成27年4月子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園も加入し（社会福祉法人立の会員施設は22園）、令和元年4月現在の会員数は155に及ぶ。所在地は、本市西区宮の沢1条1丁目札幌市生涯学習総合センター「ちえりあ」内である<sup>1</sup>。

区	私学助成	子ども・子育て支援新制度			施設数 (区計)	会員数 (区計)
		施設型給付	認定こども園			
			幼稚園型	幼保連携型		
中央区	2	10	1	3	16	16
北区	2	9	2	11	24	24
東区	2	7	0	8	17	17
白石区	1	5	0	9	15	15
厚別区	0	5	2	6	13	13
豊平区	6	7	1	5	19	19
清田区	4	4	0	3	11	11
南区	2	12	0	3	17	17
西区	8	3	0	1	12	12
手稲区	3	2	0	6	11	11

(令和元年4月現在)

#### (2) 札幌幼の主要業務

主たる事業は、幼児教育に関する調査研究及び援助、教職員の資質向上のための研究会・研修会の実施、広報機関誌の発行等である。なお、私立幼稚園等の振興に関する事業として、本市からの受託業務が1件ある。

<sup>1</sup> <https://www.s-youchien.or.jp/about/index.html>

### (3) 札私幼の園別研修費補助事業と本市の補助

札私幼は、会員向け研修事業として、教育研究大会、専門研修会、新規採用教員研修、リーダー“力”スキルアップ研修、乳幼児研修等のほか、助成事業の一つとして園別研修費補助事業を実施し、各園において実施する幼稚園教諭、保育教諭の研修について、経費の一部を補助しているところ、本市は、これを対象事業とする私立幼稚園連合会研修費等補助金を交付している。その実績は以下のとおりである。なお、平成30年度から夏期に実施する初任者研修が宿泊型研修から日中型研修に変更されたことから、事業収支が縮小している。

(単位：円)

	予算	決算	本市補助額
平成21年度	31,020,000	30,280,298	26,000,000
平成22年度	30,600,000	31,619,548	26,000,000
平成23年度	30,080,000	30,967,064	26,000,000
平成24年度	27,630,000	30,083,912	26,000,000
平成25年度	27,930,000	30,429,453	26,000,000
平成26年度	27,930,000	29,903,762	24,700,000
平成27年度	27,930,000	28,588,721	23,465,000
平成28年度	26,080,000	28,959,392	23,465,000
平成29年度	26,080,000	27,464,926	23,465,000
平成30年度	26,000,000	25,054,893	23,465,000

## 2 札私幼に対する補助金についての監査の結果

### (1) 区別研修会報告のあり方

区別研修会費<sup>2</sup>の報告書には領収書の添付を必要とする規定が存在せず、運用としても領収書の添付を求めている。しかし、自主的に領収書を添付して報告している区も存在した<sup>3</sup>。領収書を添付して報告した区においても、例えば、研修に参加するための交通費を実費精算ではなく一律支給とする点までは共通であったが、その金額は500円、1,000円、2,000円、2,500円と大幅に異なるなど、適正な研修費と評価し得るのか疑問を生じる事象が確認された。

<sup>2</sup> 区別研修会費とは、区毎に、各区内の教職員を対象とした研修会を開催するための委託費である。札私幼が、各区の代表者に対し、各区の在園数に応じた費用を支出する。

<sup>3</sup> 確認できた区は、東区、南区、北区、厚別区であった。

今後の補助金額に影響がある可能性を含むことから、札私幼は、領収書の添付を全区に対して求める運用とし、かつ、補助金交付の適正化を図るべくその内容の審査をすべきである（意見）。

## (2) 園別研修事業費交付の適正化

ア 園別研修事業費は、札私幼が、各園で実施した研究活動に対して、研修費用を助成する事業であるが、助成額の算定方法は教員数を基準に算定するため<sup>4</sup>、研修内容に応じて助成額に差異は生じない。そのため、各園で実施された研修内容の報告書が提出されても、その内容の審査がなされることはなく、どのような研修がなされたか統計等が取られたこともないとのことである。すなわち、研修の経済性・有効性・効率性について検証が行われることなく費用が交付されていることになる。助成金の交付適正化を図るべく、対象となる研修の要件を設定したり、研修の経済性・有効性・効率性の観点から助成金を交付して実施する意義が認められるか検討し、改善の余地があると判断された場合には当該園に対して指導する等の措置が取られるべきである（意見）。

イ また、各園で様々な研修が実施されているところ、その内容が他園に共有されることはないのが現状である。研修内容が記載された報告書は提出されているのであるから、有意義と考えられる研修や、特色のある研修については、助成金申込みの案内に記載する方法により、他園の参考となるよう紹介して、研修方法の多様化や発展のために報告書を活用すべきである（意見）。

(第6 以上)

---

<sup>4</sup> 各園1万円に加え、教員数1名あたり6,000円が交付される。